

議案第98号

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民の利便性の向上を図るため、市内で転居する場合等に、住民異動届の提出をもって第3子優遇事業に係る住所の変更等の届出を省略する必要があるによる。

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例（平成17年福岡市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 2 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条から第24条までの規定による届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく前項第1号又は第3号の規定による届出があったものとみなす。

第17条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第29条中「第15条」の次に「、第16条第2項」を、「において」の次に「、第16条第2項中「前項第1号」とあるのは「第28条第1項第1号」と」を加え、「前条」を「前条第1項」に、「第28条」を「第28条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。